

婚姻届

令和 年 月 日 届出

(宛先) 秋 田 市 長

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日					
送付 令和 年 月 日 第 号	秋田県秋田市長印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

消えるボールペンは使用しないでください。

(1)	夫 になる 人	妻 になる 人	
	氏 名 氏 名 生 年 月 日	氏 名 氏 名 生 年 月 日	
(2)	住 所 (住民登録をしているところ)	住 所 (住民登録をしているところ)	
	方書 世帯主の氏名	方書 世帯主の氏名	
(3)	本 籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	本 籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	
	番地番 筆頭者の氏名	番地番 筆頭者の氏名	
(4)	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 (右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)	父 続き柄 母 男 養父 続き柄 養母 養子	父 続き柄 母 女 養父 続き柄 養母 養女
	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	□ 夫の氏 □ 妻の氏	新本籍 (左の□の氏の人が入るに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 番地番
	同居を始めたとき	□ 平成 年 月 □ 令和 年 月	(結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください。まだのときは空欄となります。)
	初婚・再婚の別	□ 初婚 再婚 (□ 死別 □ 離別 年 月 日)	□ 初婚 再婚 (□ 死別 □ 離別 年 月 日)
(7)	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 □ 妻 □ 夫 □ 妻 □ 夫 □ 妻 □ 夫 □ 妻 □ 夫 □ 妻 □ 夫 □ 妻 □	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯
	夫妻の職業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業	妻の職業
(8)	そ の 他		
届出人署名 (※押印は任意)		夫 印	妻 印
事件簿番号			

婚姻後、住所が変わる方で転入届・転居届を同時になさる方は、新住所を記入してください。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

実父母がすでに死亡している時でも記入してください。

どちらの氏を称するか□にレを記入してください。ここに記入した所が新本籍地となります。新本籍地は自由に定めることができます。

夫	確認 有・無 (□不受理確認)	方法 バ・免・マ 他()	通知 有・無
妻	確認 有・無 (□不受理確認)	方法 バ・免・マ 他()	通知 有・無
住定年月日	昭和 平成 令和 年 月 日	夫	昭和 平成 令和 年 月 日
決 裁 送 付			

◎ 証人…成年者2名の署名が必要です。婚姻する人の父母でもかまいません。

証 人	
署 名 (※押印は任意)	印
生 年 月 日	□ 明治 □ 昭和 □ 大正 □ 平成 年 月 日
住 所	方書
本 籍	番地番

〈ご持参いただくもの〉

- (1) 署名のある婚姻届1通
- (2) 届出先の窓口が本籍地でない場合は、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)1通
- (3) 住所が変わる方、または住所が同じでも住民登録上の世帯がそれぞれ別の世帯になっている方は住民異動届、転入される方は前住所地からの転出証明書
- (4) 官公庁発行の身分証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)
- (5) 国民健康保険証(秋田市の国民健康保険に加入している方)

〈記入のご注意〉

- 住所が変わる方、または住所が同じでも住民登録上の夫と妻がそれぞれ世帯主で、別の世帯になっている場合は住民異動届が必要です。また、秋田市外から転入される方は転出証明書も併せて提出してください。
- 婚姻される方が未成年の場合は、父母の同意書が必要です。
- 署名は必ず本人が自署してください。
- 届書に書き込むときは、略字で書かないで戸籍に記載されているとおりの字を書いてください。
- 携帯や勤務先など、日中連絡がとれる電話番号を必ず記入してください。
- 外国の方が婚姻の届出をされる場合は、事前に添付書類等を戸籍の窓口でご確認ください。

〈執務時間外の受付〉

戸籍関係の届出は、休日及び執務時間外でも夜間休日受付に提出できます。ただし、書類に不備があるときは、補正においていただいたり届書をお返しする場合がありますのでご了承ください。なお、転出及び国民健康保険の手続については取扱いができませんので、執務時間内に行ってください。

■ 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

連絡先 (日中連絡がとれる電話番号を記入してください)	
夫	- -
妻	- -